

県民意見整理台帳

(神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則(案)に関する県民意見及び意見に対する県の考え方)

○意見募集期間 令和5年12月15日(金曜日)～令和6年1月14日(日曜日)

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 1件
- ・意見別の内訳

意見の内容	件数
1 改正内容に関する意見	1
2 その他	0
合計	1

○意見の反映状況

意見の反映状況	件数
A 改正案に反映しました。	0
B 改正案には反映ませんが、ご意見のあった趣旨は既に反映されています。	0
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	0
D 改定案には反映できません。	1
E その他(感想・質問等)	0
合計	1

令和6年3月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

- 意見の内訳（内容区分）
- 1 改正内容に関する意見
 - 2 その他

- 意見の反映状況（反映区分）
- A 改正案に反映する意見
 - B 改正案に反映しないが既に趣旨が反映されているの意見
 - C 今後の参考とする意見
 - D 改正案に反映できない意見
 - E その他（感想・質問等）

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	1	(第2条(2)について) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項のままで良いと思います。	D	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、婦人相談所が行う業務を規定する売春防止法第34条第3項は、条文ごと削除される予定です。 令和6年4月以降、女性相談支援センターが行う業務については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第3項において規定されることから、引用条文を変更する必要があります。